

平成 29 年度山口大学海外留学支援制度
～はばたこう！山口から世界へ～
募集要項

山口大学では、山口大学基金からの支援により「グローバル化の推進」を進めるにあたり、グローバル社会において活躍できる人材の育成及び本学の国際化・国際競争力強化の観点から本学学生が海外留学する計画を下記により募集します。

1. 目的

本事業は、海外の大学等高等教育機関（附属施設を含む。）に本学の正規の課程に在籍したまま留学する学生に対して、留学に係る費用の一部を支援することにより、グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、本学の国際交流の活性化及び学術交流協定校を拡充することを目的とします。

注：大学等高等教育機関とは、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)に相当する海外の機関（本学と協定のある研究機関を含む）です。

2. 定義

この要項において「留学」とは、本学の正規課程に在籍する学生（学部生、大学院生）が、海外の大学等高等教育機関（附属施設を含む。）において学習または研究を行うことをいいます。

3. 支援の対象となる留学計画等

(1) 留学計画

支援の対象となる留学計画は、次のいずれかが企画したものとします。

- ・学部、研究科及び留学生センター（以下「部局等」という。）
- ・本学の学生

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- ①留学計画が当該学生にとって教育上有益となる学習または研究活動であること。
- ②海外における留学先が、大学等高等教育機関（附属施設を含む。）であること。
- ③派遣学生が所属する部局等において派遣前の事前指導が実施されるものであること。
- ④派遣学生が所属する部局等において留学期間中の危機管理体制が整っているものであること。
- ⑤派遣学生が所属する部局等において留学終了後に事後指導が実施されるものであること。

(2) 募集区分

- ・前期平成 29 年 5 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日に開始する留学計画であること。
- ・後期平成 29 年 11 月 1 日～平成 30 年 4 月 30 日に開始する留学計画であること。

注：留学の開始とは、留学先による受入開始とし、渡航にかかる期間は含まない。

(3) 申請要件

①授業成績（通算GPA）が2.3以上あること。

ただし、通算GPAがない者は除きます。

②本支援制度から支援を受けたことがないこと。（平成29年度支援から適用）

ただし、留学期間が3週間以上1ヶ月未満の区分で本支援制度から支援を受けた者が、その後1ヶ月以上の長期研修に行く場合は除きます。

③本学が企画する国際交流活動に積極的に参画する意思がある者として。

4. 支援の内容

派遣学生には留学に係る費用の一部として、次のとおり支給します。

留学計画の企画者	留学期間	学生一人当たりの支援額(上限)
部局等 学生本人	6ヶ月以上	20万円
	1ヶ月以上6ヶ月未満	10万円
	3週間以上1ヶ月未満	5万円

5. 申請方法

(1) 部局等が企画する留学計画

申請する部局等の長は参加する学生について、次の書類をとりまとめて、大学教育機構長に提出してください。

①当該部局が作成する事業計画書（様式1-1）

②参加する学生が作成する事業計画書（様式1-2）

(2) 学生個人が企画する留学計画

申請する学生は、次の書類をとりまとめて所属する部局等を通じて大学教育機構長に提出してください。

①学生が作成する事業計画書（様式2）

②受入機関の承諾書（写）（受入期間が明記されたもの）

※②については、申請時に添付できない場合は、渡航日の1週間前までに提出してください。

6. 募集期間及び事業計画書提出先

募集期間：前期平成29年4月20日(木)～平成29年5月31日(水)

後期平成29年10月20日(金)～平成29年11月30日(木)

提出先：学生支援部学生支援課留学生支援室（メールによる提出）

送信先：sh033@yamaguchi-u.ac.jp

※申請する学生の皆さんは各部局等を通じて申請書類を提出することになります。申請書類の提出期限は、各部局等において定められますので、所属部局等の担当係に確認してください。

7. 選考方法

審査委員会において提出された事業計画書を審査し、採択を決定します。

なお、必要に応じて申請者の面接を行います。

(1) 審査の観点

- ①留学の目的が明確であること。(単位修得, 語学力向上, 共同研究, 現地調査など)
- ②留学の目的を達成するための学習・研究活動の計画が適切であること。
- ③派遣する部局等における事前指導が適切であること。
- ④派遣する部局等における留学期間中の危機管理体制が適切であること。
- ⑤留学終了後, 派遣学生による自己評価の実施を含めた事後指導が適切であること。
- ⑥部局等の計画にあっては, 派遣学生以外の学生について国際交流を促進する計画が含まれていること。

(2) 採択の方針

上記の審査の観点, 授業成績及び経済状況等を総合的に評価し, 教育的効果が高いと認められるものを優先して採択します。

なお, 経済状況を評価する上で授業料免除申請に係る関係書類を利用することについて事業計画書及び実施報告書に同意する又は同意しないをチェックしてください。

8. 申請書類提出から支援までのスケジュール

前期 5月31日(水) 募集締切

6月下旬 採用決定通知

7月下旬 支援金の支給

後期 11月30日(木) 募集締切

12月下旬 採用決定通知

1月下旬 支援金の支給

9. 実施後の報告書の提出等

派遣期間終了後, 派遣学生は, 部局等を通じて 1 ヶ月以内に実施報告書(様式3)を大学教育機構に提出してください。

10. その他

(1) 支援金の返還

次の事項に該当する場合は, 採択が決定した後であっても支援を取り消すまたは支給した支援金を返還させます。

- ①受入機関の承諾書(写)が渡航日の1週間前までに提出されない者
- ②所定の期日を過ぎても実施報告書を提出しない者
- ③正当な理由なく留学計画が変更されたと認められる者

(2) 本支援制度に対する照会先

学生支援部学生支援課 留学生支援室

TEL : 083-933-5026 E-Mail : sh033@yamaguchi-u.ac.jp